

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿見町長 千葉 繁

市町村名 (市町村コード)	阿見町 084433
地域名 (地域内農業集落名)	鈴木 (鈴木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の水田は水稻、新規就農者によりレンコンの作付けがある。課題としては、共同施行阿見土地改良区による水揚げがされないと、当地区にも水が来ない状況であり、水の問題が指摘されている。また土地にあった転作作物の導入により、麦やそばを作付けしている。

市街化周辺の畑では花き花木等植木中心の担い手が数件存在し、土地利用が図られている。また畑地については露地野菜が主な経営品目であり、平地エリアである。隣接している若栗地区と当地区を拠点に畑作経営をしている担い手及び新規就農者の拠点もある。品目は、そば、加工用馬鈴薯、甘藷、その他露地野菜等が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については現状維持とし、現在の中心経営体で担っていく予定とし、現在の担い手で自宅周辺の農地や若手で規模拡大が可能な場合は今後集積を図る。水の問題等により水稻の作付けが難しい場合は、麦やソバ等の作付けにより土地利用を図る。一部は新規就農者等によるレンコンの作付け地として土地利用を図る。

市街地に近いエリアは現在の担い手(花き花木)で土地利用を図り、現状維持とする。平地でまとまった畑地のエリアは現状の担い手により土地利用を図ることとする。隣接地等で空きが出た場合は現在の担い手および露地野菜で新規就農者が参入しているエリアでもあるため、新規就農を希望する者への誘導を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村や農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有用な情報等があれば、活用を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】